

平成29年度第2回五島市農業委員会総会会議議事録

1. 開催日時 平成29年5月26日(金) 午後 2時00分から午後4時10分

2. 開催場所 五島市役所3階大会議室

3. 出席委員(24名)

1番 山本 勝	2番 橋本 金義	3番 岩村 定子	4番 山崎 早苗
5番 出口 幸博	7番 山田 全	9番 吉谷 吾市	10番 林 賢一
11番 山下 正人	13番 中村 利幸	14番 古里 善秀	15番 山下 富雄
17番 上村 孝幸	18番 角田 隆章	19番 梁瀬 敏夫	20番 谷川 基晴
21番 山口廣行	22番 宮崎 盛	23番 麥田 幸弘	26番 橋本 博隆
28番 尾崎 初雄	29番 深松 誠	36番 平田 光昭	37番 山田 勝久

4. 欠席委員(10名)

12番 寺坂 誠一	16番 寺内 和彦	24番 園山 吉彌	25番 田原 和行
27番 岩田 弘孝	30番 今里 誠一	31番 奥野 音之	32番 谷川 次和
33番 大石 勝	34番 仁田 隆一		

5. 議事録署名人

14番 古里 善秀 20番 谷川 基晴

6. 日 程

議案第5号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第6号	農地法第4条・5条の規定による許可申請に係る意見について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第8号	農業委員会の適正な事務実施について
議案第9号	あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについて
議案第10号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について

7. 報告・協議事項

会議等報告・予定について

農地所有適格法人要件確認について
平成 29 年度農業委員会重点活動について
その他

□事務局長

平成 29 年度第 2 回五島市農業委員会総会の開会にあたりまして、12 番寺坂誠一委員、16 番寺内和彦委員、24 番園山吉彌委員、25 番田原和行委員、27 番岩田弘孝委員、30 番今里誠一委員、31 番奥野音之委員、32 番谷川次和委員、33 番大石 勝委員、34 番仁田隆一委員より欠席の旨、通告がありましたのでご報告いたします。出席委員は 34 名中 24 名で、五島市農業委員会総会会議規則第 9 条に規定する出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

○議長

皆さん、こんにちは。出席委員は定足数に達しました。これより、平成 29 年度第 2 回五島市農業委員会総会を開会いたします。それでは、議案第 5 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

1 ページと 2 ページをご覧ください。

議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。続いて、議案の説明をいたします。3 ページをご覧ください。

議案第 5 号 1 番、土地の所在地、〇〇、畑 1 筆 224 m²。譲受人、〇〇、〇〇〇〇、農業。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、農業。譲受理由、当該地を借り受けて耕作管理する。譲渡理由、近隣に農地を所有する兄に譲り渡す。その他、詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、5 月 17 日〇〇地区協議会において、現地調査等を行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見がありました。以上です。

○議長

では、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第 5 号の 1 番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、1番は許可されました。

次に、議案第5号の2番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

2番、土地の所在地、〇〇町、畑、外畑1筆、2筆合計5,077㎡。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇、農業兼重機オペレーター。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇、看護師。譲受理由、当該地を譲り受けて耕作管理する。譲渡理由、転居により経営世帯から外れるので、義理の弟に譲り渡す。その他、詳細につきましては、議案記載のとおりとなっております。

次に、5月17日〇〇地区協議会において、現地調査などを行っておりますので、その結果をご報告いたします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

では、採決いたします。議案第5号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって、2番は許可されました。

次に、議案第6号農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見について、1番から9番を議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは、6ページをご覧ください。議案第6号の1番をご説明いたします。所在、〇〇町、田499㎡、第3種農地。譲受人、〇〇、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から北へ約440mに位置し都市計画区域内の第一種住居地域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、境界部はコンクリート補強されており土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、また、近隣には耕作している農地がなく、日照等に影響はないと思われれます。また、雨水排水は溜枡及び自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。

次に、7ページをご覧ください。議案第6号の2番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑331㎡、第1種農地。譲受人、〇〇町〇〇〇〇。譲渡人、〇〇、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から南西へ約320mに位置し農業振興地域内の農用地区域外で

都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、周辺土地とは、石垣、擁壁を設置しているため土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、近傍農地とは、十分な距離を確保することにより、日照、通風等に影響はないと思われる、営農に支障は及びません。また、雨水排水は既存側溝に放流し、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置される住宅等は例外的に許可することができるとなっております。

次に、8ページをご覧ください。議案第6号の3番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑2,327㎡、第1種農地。借人、〇〇、〇〇〇〇。貸人、〇〇、〇〇〇〇。転用目的、農産物処理加工施設用地。申請地は、〇〇から南西へ約280mに位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、最高0.85m、最低0.1mの盛土を行う。盛土工事に伴い隣接地との法面は、コンクリート壁で保護し、建物建設部分を除く地表をコンクリート舗装いたします。また、隣接地との間の法面は、既に石垣で保護されており土砂等流失や崩壊の恐れはなく、近傍農地とは十分な距離を確保するので日照・通風等営農への被害の恐れはありません。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、概ね10ヘクタール以上の規模の区域内にある第1種農地となっておりますが、農業用施設等に供する場合は許可することができるとなっております。

次に、9ページをご覧ください。議案第6号の4番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑221㎡、第3種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、福岡市、〇〇〇〇。転用目的、道路用地。申請地は、〇〇から北東へ約330mに位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、最高0.2m、最低0mの切土を行う。道路用地の敷地内はコンクリート舗装し法面は擁壁を設置することで土砂等流失や崩壊の恐れはなく、通路として利用するので日照・通風等影響はないと思われれます。また、雨水排水は水路放流とする計画となっております。

次に、10ページをご覧ください。議案第6号の5番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑251㎡、第3種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、福岡市、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇から北東へ約330mに位置し、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、最高0.2m、最低0mの盛土を行う。隣接境界線は地盤より10cm高いRC造擁壁を敷設し、建物建設部分を除く地表をコンクリート舗装することで土砂等流失や崩壊の恐れはなく、近隣に耕作している農地もなく日照・通風等影響はないと思われれます。また、雨水排水は水路放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し水路放流とする計画となっております。

次に、11 ページをご覧ください。議案第 6 号の 6 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 571 ㎡、第 3 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、長崎市、〇〇〇〇。転用目的、分譲用宅地用地。申請地は、〇〇から南へ約 230m に位置し、都市計画区域内の第一種住居地域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、最高 1.6m、最低 0m の切土を行う。隣接地とは、擁壁を設置することで土砂等流失や崩壊の恐れはなく、分譲用宅地造成完了後に建設予定の建物を低層一般住宅とすることで日照・通風等影響はないと思われます。また、雨水排水は水路放流とし、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流とする計画となっております。

次に、12 ページをご覧ください。議案第 6 号の 7 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 1,887 ㎡、第 2 種農地。申請人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、太陽光発電所用地。申請地は、〇〇から北へ約 100m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内にあります。次に配置図についてご説明いたします。申請地は、現状のまま利用し、敷地内は現状をそのまま整地し利用することで土砂等流失の恐れはなくソーラーパネルを地表から約 1.5m 程度に設置するので日照・通風等影響はないと思われ、近隣の営農に支障は及びません。また、ソーラーパネル 275 枚の発電能力 49.5 k w の太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水は発生いたしません。本案は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

次に、13 ページをご覧ください。議案第 6 号の 8 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 299 ㎡、第 2 種農地。譲受人、〇〇町、〇〇〇〇。譲渡人、〇〇町、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。申請地は、〇〇より西に約 100m に位置し、農業振興地域内の農用地区域外にあります。次に、配置図について、ご説明いたします。申請地は、現状のまま使用し、土地境界に沿ってコンクリート舗装することにより土砂等流失や崩壊の恐れはなく、建物の高さを平屋建てにすることで近隣農地への日照・通風等営農への被害の恐れはありません。また、雨水排水は敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排出する計画となっております。本案は、概ね 10 ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第 2 種農地であり、代替すべき土地を確保する事は困難であります。

最後に、14 ページをご覧ください。議案第 6 号の 9 番をご説明いたします。所在、〇〇町、畑 3,258 ㎡。〇〇町、畑 1,075 ㎡。〇〇町、畑 2,798 ㎡。合計 7,131 ㎡、農用地区域内の農地。申請人、籠淵町 2450 番地 1、ごとう農業協同組合代表理事組合長、橋詰覚。転用目的、農業用施設用地。申請地は、既存の J A ごとうキャトルセンター南側に位置し、農業振興地域内の農用地区域内にあります。次に、配置図について、ご説明いたします。

申請地は、最高 2.0mの盛土と最高 1.5mの切土を行う。盛土・切土工事に伴い法面保護し、施設建設部分のみ整地するために土砂等流失や崩壊の恐れはなく、建物を被害の恐れのない場所を選定し建設するため日照・通風・耕作等に影響はないと思われます。本案は、平成 28 年度五島市畜産クラスター構築事業により、申請地と隣接する同所 262 番 6（原野）の一部外 2 筆の一部を事業併用地として、牛舎 2 棟と飼料敷料庫 1 棟及び集出荷棟 1 棟を建設する計画となっております。雨水排水は溜枳に集め水路を通し道路側溝へ排水し、生活雑排水の発生はなく、牛舎内の糞尿は床にオガコを敷き詰め月に 1 回程度の除糞を行う計画となっております。本案は、農地区分が農用地区域内の農地となっておりますが、農業振興地域整備計画において指定された用途に供するために行われるものについては、例外的に許可をすることができるとなっており、平成 29 年 3 月 24 日に用途が農業用施設用地に軽微な変更をされております。以上説明を終わります。

○議長

次に、議案第 6 号の 1 番から 9 番に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、議案第 6 号の 1 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました、議案第 6 号、農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 1 番について、当協議会は去る 5 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。議案第 6 号の 1 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。本案について、申請地は、都市計画区域内の第 1 種住居地域内にある第 3 種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第 5 条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で大津・奈留地区協議会の報告を終ります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第 6 号の 2 番から 7 番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました、議案第 6 号、農地法第 4 条・第 5 条の規定による許可申請に係る意見の 2 番から 7 番について、当協議会は去る 5 月 17 日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

始めに、議案第 6 号の 2 番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。

次に、議案第6号の3番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、農産物処理加工施設用地。次に、議案第6号の4番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、道路用地。次に、議案第6号の5番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。次に、議案第6号の6番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、分譲用宅地用地。最後に、議案第6号の7番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、太陽光発電所用地。以上6件について、2番と3番の申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地で、2番の申請地は集落に接続する農地であり、3番の申請地は農産物処理加工施設用地である。4番と5番の申請地は、都市計画区域内の第1種低層住居専用地域内にある第3種農地である。6番の申請地は、都市計画区域内の第1種住居地域内にある第3種農地である。7番の申請地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地である。

2番から7番の申請地は、周辺の農地等に影響は無く、住宅用地と農産物処理加工施設用地及び道路用地及び分譲用宅地用地並びに太陽光発電所用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第4条及び第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

〇〇〇委員

3番の〇〇有限会社責任事業組合とはどういうものですか。初めて聞く組合の名前ですけど。

□事務局長

有限会社責任事業組合契約に関する法律が2005年に制定されまして、特徴は3つであるということでございます。まず、出資者たる組合員が出資額の範囲内で責任を負えばよいということです。それと、組合員の出資額の多寡にとらわれることなく、利益の配分や権限は自由に決めてよいと。多かろうが少なかろうがその配分は、例えば株の額に応じず自由に決めてよいということでございます。それと組合レベルでは法人税は課されない。いわゆる法人格はないということです。利益配分があった場合は配分を受けた出資者に課税されるということになっております。任意組合との主な相違点は、今言ったように法人格を有しない点、組合員が1人となることが認められない点、また法人税課税の対象と点ということでございます。以上です。

〇〇〇委員

この会社はカンコロを作る会社で新たに設立されたということですか。

□事務局

本組合は、次の事業を共同で営むことを目的としますということで、五島列島で生産さ

れた甘藷を中心とした農産物を主原料としてカンコロ餅を製造するということになっております。組合員は3名です。

○議長

他にありませんか。では、次に、議案第6号の8番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました議案第6号、農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見の8番について、当協議会は去る5月17日現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。議案第6号の8番、所在、〇〇町。転用者、〇〇〇〇。転用目的、住宅用地。本案について、申請地は、概ね10ヘクタール未満の規模の農地で市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地である。周辺の農地等に影響は無く、住宅用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第5条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、議案第6号の9番に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果を報告いたします。ただいま議題となりました議案第6号、農地法第4条・第5条の規定による許可申請に係る意見の9番について、当協議会は去る5月18日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第6号の9番、所在、〇〇町。転用者、ごとう農業協同組合代表理事組合長、橋詰 覚。転用目的、農業用施設用地。本案について、申請地は、農用区域内の農地で、農用地利用計画に定められた農業用施設用地である。周辺の農地等に影響は無く、農業用施設用地としての転用許可申請はやむを得ないと認められ、農地法第4条の農地転用許可基準により許可相当とすべきものと決しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長代理の報告に対し、質疑を行います。質疑はございませんか。

なお、3番と9番については、17日と18日に全地区協議会を開いております。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わります。採決は一括して行います。議案第6号の1番から9番に対する地区

協議会会長報告は、許可相当であります。地区協議会会長報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第6号の1番外8件は許可相当と決しました。

次に、議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。それでは、利用権設定の1番1から1番3を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

本日まで審議いただく農用地利用集積計画については、利用権設定が田11筆、畑87筆の計98筆で面積が169,206.95㎡、所有権移転につきましては、田1筆、畑12筆で面積が21,025㎡となっております。それでは、議案についてご説明いたします。18ページをご覧ください。

(議案第7号利用権設定の1番1から1番3を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第7号、利用権設定の1番1から1番3は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号、利用権設定の1番1外2件は原案のとおり可決されました。

○議長

次に、議案第7号、利用権設定の2番を審議いたします。本案については、〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

—〇〇委員：退席—

○議長

事務局の説明を求めます。

□事務局

引き続き 2 番について、ご説明いたします。

(議案第 7 号利用権設定の 2 番を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり採決いたします。議案第 7 号、利用権設定の 2 番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号、利用権設定の 2 番は、原案のとおり可決されました。〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

—〇〇委員：出席—

○議長

次に、利用権設定の 3 番 1 から 5 番 4 を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

引き続き 3 番 1 からご説明いたします。

(議案第 7 号利用権設定の 3 番 1 から 5 番 4 を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 の 1 の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり採決いたします。議案第 7 号、利用権設定の 3 番 1 から 5 番 4 は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 7 号、利用権設定の 3 番 1 外 35 件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号、利用権設定の 6 番 1 から 6 番 4 を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

次に6番1ですが、6番1から6番4につきましては、ごとう農業協同組合が農地を借受け、リース牛舎等を建設するものです。

(議案第7号利用権設定の6番1から6番4を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

次に、議案第7号、利用権設定の6番1から6番4に対する地区協議会会長の報告を求めます。質疑は地区協議会会長報告のあとに行います。それでは、利用権設定の6番1と6番2に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。ただいま議題となりました、議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の6番1と6番2について、当協議会は去る5月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。議案第7号の6番1、所在〇〇町。利用権の設定を受ける者、ごとう農業協同組合代表理事組合長、橋詰 覚。利用目的、農業用施設用地。議案第7号の6番2、所在〇〇町。利用権の設定を受ける者、ごとう農業協同組合代表理事組合長、橋詰 覚。利用目的、農業用施設用地。本案について、申請地は、農業振興地域内の農用地区域内で農業上の用途が農業用施設用地と区分され、周辺の農地に影響は無く、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)①の各要件を満たしていると判断しました。以上で報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

次に、利用権設定の6番3と6番4に対する〇〇地区協議会会長の報告を求めます。

〇〇〇地区協議会会長

〇〇地区協議会の予備審議結果報告をいたします。ただいま議題となりました、議案第7号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の6番3と6番4について、当協議会は去る5月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。議案第7号の6番3、所在、〇〇町。利用権の設定を受ける者、ごとう農業協同組合代表理事組合長、橋詰 覚。利用目的、農業用施設用地。議案第7号の6番4、所在、〇〇町。利用権の設定を受ける者、ごとう農業協同組合代表理事組合長、橋詰 覚。利用目的、農業用施設用地。本案について、申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で

農業上の用途が農業用施設用地と区分され、周辺の農地に影響はなく、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)①の各要件を満たしていると判断しました。以上で〇〇地区協議会の報告を終わります。

○議長

〇〇地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決を行います。議案第7号の6番1から6番4に対する地区協議会会長報告は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしているとの報告であります。議案第7号の6番1から6番4は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号の6番1外3件は原案のとおり可決されました。次に、議案第7号、利用権設定の7番から13番、所有権移転の14番から18番を審議いたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

(議案第7号利用権設定の7番から13番、所有権移転の14番から18番を朗読)

以上につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第7号、利用権設定の7番から13番、所有権移転の14番から18番は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第7号、利用権設定の7番外11件、所有権移転の14番外4件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号農業委員会の適正な事務実施についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

(議案第8号農業委員会の適正な事務実施について説明)

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 8 号農業委員会の適正な事務実施については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 号農業委員会の適正な事務実施については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

議案第 9 号あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについてご説明いたします。

本件は、現在のあっせん譲受け等候補者名簿が作成後、約 1 年を経過したので見直しを行う必要があるため提案するものです。あっせん譲受け等候補者名簿は、あっせんによる農用地等の売渡し、貸付け又は交換の相手方として適当と認められる候補者を登録した名簿であり、五島市農地移動適正化あっせん事業実施要領第 3 項の規定により作成するように定められております。本案につきましては 5 月 17・18 日、各地区協議会において審査していただいております。その結果を 35 ページから 62 ページの名簿に掲載しております。地区ごとの候補者数は 34 ページに記載のとおり、大津・奈留地区 43 人、福江地区 92 人、崎山地区 106 人、本山・大浜地区 112 人、富江地区 76 人、玉之浦地区 19 人、三井楽地区 79 人、岐宿・川原地区 15 人、山内地区 72 人、合計 614 人となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

それでは採決いたします。議案第 9 号あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについては、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 9 号あっせん譲受け等候補者名簿の見直しについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

□事務局

それでは議案第 10 号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてをご説明いたします。63 ページをご覧ください。今回非農地と判断されたものは田 3 筆、畑 28 筆、樹園地 3 筆で、合計面積は 37,879 m²となっております。4 月からの累計は、田 5 筆、畑 34 筆、樹園地 3 筆で合計面積は 50,699 m²となっております。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑はございませんか。

—質疑応答：なし—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。議案第 10 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

○議長

ご異議なしと認めます。よって、議案第 10 号農地利用状況調査に係る非農地の判断については、原案のとおり可決されました。

議題は、以上で終了いたしました。次に、報告・協議事項に入りますが、最初に 5 月 16 日と 17 日に開催されました農業委員会会長・事務局長会議の開催結果について、事務局から報告いたします。

□事務局 会議等報告・予定他について

1. 会議等報告・予定について
2. 農地所有適格法人要件確認について
3. 平成 29 年度農業委員会重点活動について
4. その他

○議長

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成 29 年度第 2 回五島市農業委員会総会を閉会いたします。